

## 社会福祉法人石見さくら会定款施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人石見さくら会（以下「本会」という。）の定款第47条の規定により本会の運営管理及び業務執行の細部について、必要な事項を定めたものである。

(理事長委任事項)

第2条 社会福祉法第45条の13の規定により理事会の権限として定められた事項のうち、定款第28条第1項のただし書きの規定に基づき理事長に委任することができる本会の業務については、次表に掲げるとおりとする。

業務の種類	業務の範囲
1. 規定等の制定、改廃に関する こと	各種規定（定款細則、評議員会運営規程等本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）運用方針、要領等の制定、改廃に関する事項。
2. 職員の人事に関する こと	定款第26条第2項に定める職員の任免、進退並びに賞罰を除く職員の人事。
3. 職員の給与・昇格等に関する こと	重要、異例に属するものを除く事項。
4. 職員の労務管理・福利厚生に 関すること	日常的事項。
5. 債権の免除、又は効力の変更 に関する こと	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く。
6. 運転資金、設備資金の借入 に係る契約に関する こと	予算の範囲内の事項。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く。

<p>7. 工事請負及び物品納入等の契約に関すること</p>	<p>次に掲げる契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定価格が500万円を超えないもの。</p> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。</p> <p>ウ 緊急の必要により行うもの。</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合に行うもの。</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。</p> <p>なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く。</p>
<p>8. 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること</p>	<p>取得及び改良にあつては1件500万円以下（執行伺い済みのものに限る。）、処分にあつては1件の価格が250万円以下のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。</p> <p>なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く。</p>
<p>9. 不用物品等の売却又は廃棄に関すること</p>	<p>損傷その他の理由により不用となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であつて1件の取得価格が100万円以下のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。</p> <p>なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く。</p>
<p>10. 予算上の予備費の支出に関すること</p>	<p>予算に計上されたもの。</p>

1 1. 入所者・利用者の処遇に関する事	日常的事項。
1 2. 入所者の預り金の管理に関する事	日常的事項。
1 3. 寄附金の受け入れに関する事	寄附金の募集に関する事及び本会の運営に重大な影響があるものを除く。
1 4. 本会、施設に関する情報の開示に関する事	定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
1 5. その他の業務に関する事	(1) 予算の編成に係る事項。 (2) 事業報告書の作成、決算事務に関する事項。 (3) 予算の流用に関する事項。

- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。
- 3 理事長は、第 1 項の規定により委任を受けた事項については、直近の理事会に報告しなければならない。

(施設長等の範囲)

第 3 条 定款第 26 条第 2 項に定める施設長等の範囲は次のとおりとし、理事長はこれらの者以外の職員に係る人事を行うものとする。

- (1) 法人事務局長
- (2) 法人事務局次長
- (3) 特別養護老人ホーム桃源の家施設長
- (4) 養護老人ホーム香梅苑施設長
- (5) 老人デイサービスセンター希望の郷所長
- (6) いわみ西保育所所長
- (7) 東保育所所長
- (8) 日貫保育所所長
- (9) 石見さくら会居宅介護支援事業所所長

(業務執行理事等への委任)

第 4 条 第 2 条第 1 項の理事長に委任する事項のうち定款第 17 条第 3 項に定める業務執行理事及び定款第 26 条第 2 項に定める施設長等が執行する業務については、別に定める社会福祉法人石見さくら会決裁及び委任規程によるものとする。

2 業務執行理事は、前項により委任を受けた事項については、直近の理事会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この細則にない本会の運営管理及び業務執行に係るその他の事項については、評議員会運営規程、理事会運営規程等別規程において定めるものとする。

(細則の変更)

第6条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成16年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年10月20日から施行する。